

貿易一般保険運用規程・新旧対照表

新		旧		備考
貿易一般保険運用規程		貿易一般保険運用規程		
平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略) <u>令和 7 年 12 月 22 日 一部改正</u>		平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略)		
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和 8 年 2 月 2 日から実施する。</u>				
別表第 1 (第 34 条関係)		別表第 1 (第 34 条関係)		
1 2 年未満案件に係る取扱いは、次の各号のとおりとする。 一 約款第 3 条第 1 号及び第 2 号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。		1 2 年未満案件に係る取扱いは、次の各号のとおりとする。 一 約款第 3 条第 1 号及び第 2 号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。		
「船積前期間」	「船積後期間」			
	船積実行日を起算とする決済(注 2)に係る部分	船積実行日を起算としない決済に係る部分	リテンション決済(注 3)以外の決済に係る部分	
船前 M S 適用案件 (注 1)	保険契約締結日から (当日算入。別表第 1において同じ。) 第 1 回船積予定日から船積期日(注 4)までの期間の中間日(中間日が 2 日存在する場	「船積前期間」の終了日から決済期日(決済期日が二以上の場合は、中間ユーザンス期間 (注 7))にあっては、第 1 回決済期日 (注 8)から最終決済期日までの期間の中間日。第	「船積前期間」の終了日からリテンション決済期日(リテンション決済期日が二以上の場合は、中間リテンション決済期日 (注 8)から最終リ	
「船積前期間」	「船積後期間」			
	船積実行日を起算とする決済(注 2)に係る部分	船積実行日を起算としない決済に係る部分	リテンション決済(注 3)以外の決済に係る部分	
船前 M S 適用案件 (注 1)	保険契約締結日から (当日算入。別表第 1において同じ。) 第 1 回船積予定日から船積期日(決済期日が二以上の場合は、中間ユーザンス期間 (注 7))にあっては、第 1 回決済期日 (注 8)から最終決済期日までの期間の中間日 (中間日が 2 日存在する場	ユーザンス期間(注 5) (ユーザンス期間が二以上の場合は、中間ユーザンス期間 (注 7))にあっては、第 1 回決済期日 (注 8)から最終決済期日までの期間の中間日。第	ユーザンス期間(注 5) (ユーザンス期間が二以上の場合は、中間ユーザンス期間 (注 7))にあっては、第 1 回リテンション決済期日から最終リ	

	合は、最初の中間日をいう。別表第1において同じ。)まで		2号の表において同じ。)まで	テンション決済期日までの期間の中間日。別表第1において同じ。)まで		合は、最初の中間日をいう。別表第1において同じ。)まで	<u>じ。)。ただし、すべての船積に係る代金等のユーザンス期間が同一でない場合にあっては、ユーザンス期間のうち最も長いものとする。</u>	2号の表において同じ。)まで	テンション決済期日までの期間の中間日。別表第1において同じ。)まで
上記以外の輸出契約等	保険契約締結日から船積期日まで	ユーザンス期間（ユーザンス期間が二以上の場合にあっては、最も長いユーザンス期間）	「船積前期間」の終了日から決済期日（決済期日が二以上の場合にあっては、最終決済期日）まで	同上		上記以外の輸出契約等	保険契約締結日から船積期日まで	「船積前期間」の終了日から決済期日（決済期日が二以上の場合にあっては、最も長いユーザンス期間）まで	同上
(注1)～(注5) (略)	(注6) ユーザンス期間が二以上の場合は、一の船積若しくは一の確認対価に係る代金等のユーザンス期間が二以上の場合はすべての船積若しくは確認対価に係る代金等のユーザンス期間が同一でない場合をいう。(次号において同じ。)	(注7) 中間ユーザンス期間とは、ユーザンス期間が二以上の場合において、最も短いユーザンス期間の日数と最も長いユーザンス期間の日数の合計を2で除して得た日数（小数点以下は四捨五入とする。）をいう。(次号において同じ。)	(注8) 第1回決済期日とは、船積実行日又は対価確認日を起算とする決済にあっては船積実行日又は対価確認日以後最初に到来する決済期日、船積実行日又は対価確認日を起算としない決済にあっては第1回船積予定日又は第1回対価確認日以後	(注1)～(注5) (略)	(注6) 中間ユーザンス期間とは、一の船積又は一の確認対価に係る代金等のユーザンス期間のうち、最も短いユーザンス期間の日数と最も長いユーザンス期間の日数の合計を2で除して得た日数（小数点以下は四捨五入とする。）をいう。(次号において同じ。)	(注7) 第1回決済期日とは、船積実行日又は対価確認日を起算とする決済にあっては船積実行日又は対価確認日以後最初に到来する決済期日、船積実行日又は対価確認日を起算としない決済にあっては第1回船積予定日又は第1回対価確認日以後			

最初に到来する決済期日をいう。					最初に到来する決済期日をいう。																						
二 約款第3条第4号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。					二 約款第3条第4号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">「船積後期間」</th> </tr> <tr> <th>「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」</th> <th>対価確認日を起算としない決済に係る部分</th> <th>対価確認日を起算とする決済(注2)に係る部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対価確認日を起算とする決済(注2)に係る部分</td> <td>リテンション決済以外の決済に係る部分</td> <td>リテンション決済に係る部分</td> </tr> </tbody> </table>					「船積後期間」			「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」	対価確認日を起算としない決済に係る部分	対価確認日を起算とする決済(注2)に係る部分	対価確認日を起算とする決済(注2)に係る部分	リテンション決済以外の決済に係る部分	リテンション決済に係る部分	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">「船積後期間」</th> </tr> <tr> <th>「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」</th> <th>対価確認日を起算としない決済に係る部分</th> <th>対価確認日を起算とする決済(注2)に係る部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対価確認日を起算とする決済(注2)に係る部分</td> <td>リテンション決済以外の決済に係る部分</td> <td>リテンション決済に係る部分</td> </tr> </tbody> </table>					「船積後期間」			「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」	対価確認日を起算としない決済に係る部分	対価確認日を起算とする決済(注2)に係る部分	対価確認日を起算とする決済(注2)に係る部分	リテンション決済以外の決済に係る部分	リテンション決済に係る部分
「船積後期間」																											
「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」	対価確認日を起算としない決済に係る部分	対価確認日を起算とする決済(注2)に係る部分																									
対価確認日を起算とする決済(注2)に係る部分	リテンション決済以外の決済に係る部分	リテンション決済に係る部分																									
「船積後期間」																											
「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」	対価確認日を起算としない決済に係る部分	対価確認日を起算とする決済(注2)に係る部分																									
対価確認日を起算とする決済(注2)に係る部分	リテンション決済以外の決済に係る部分	リテンション決済に係る部分																									
代金等のすべてがスケジュールペイメント(注1)により決済される輸出契約等	保険契約締結日から技術提供開始日から技術提供終了日までの期間の中間日まで	—	「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の終了日から決済期日まで	—	代金等のすべてがスケジュールペイメント(注1)により決済される輸出契約等	保険契約締結日から技術提供開始日から技術提供終了日までの期間の中間日まで	—	「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の終了日から決済期日まで	—																		
上記以外の輸出契約等	保険契約締結日から第1回対価確認日から最終対価確認日までの期間の中間日まで	ユーザース期間(ユーザース期間が二以上の場合にあっては、中間ユーザース期間。)。	「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の終了日から決済期日まで	「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の終了日からリテンション決済	上記以外の輸出契約等	保険契約締結日から第1回対価確認日から最終対価確認日までの期間の中間日まで	ユーザース期間(二の確認対価に係るユーザース期間が二以上の場合にあっては、中間ユーザース期間。 <u>この欄において同じ。</u>)。ただし、すべての確認対価に係るユーザース期間が同一でない場	「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の終了日から決済期日まで	「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の終了日からリテンション決済																		

貿易一般保険運用規程・新旧対照表

		期日まで			期日まで	
(注1)～(注2) (略) 2～4 (略)			(注1)～(注2) (略) 2～4 (略)	合にあっては、ユーベンス期間のうち最も長いものとする。		